

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	鴻巣市鴻巣字沼田一二八三番一地先か ら同市鴻巣字沼田一二八四番二地先ま	区 間
一四・八一〇一七・一三	一一・七六〇一七・一三	敷地の幅員 (メートル)
二七・八一		延長 (メートル)
		備 考